

Ⅵ 対象要件の特例

創業者特例

(1) 対象要件

令和2年10月2日から令和3年12月1日までの間に対象業種を開業した事業者等であって、売上高に係る要件以外の本支援金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、本支援金の対象とします。

① 令和3年10月、11月又は12月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、開業日の属する月の、原則、次の月(開業日がいずれかの月の1日である場合には開業日の属する月。以下同じ。)から令和3年9月までの売上高の1か月平均に比して30パーセント以上減少している者であること。

又は

令和3年10月、11月又は12月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、事業計画等(金融機関から融資を受けるに当たって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限る。以下同じ。)で想定していた同店舗等の同月の売上高予定に比して30パーセント以上減少している者であること。

② 開業日の属する月の、原則、次の月から令和3年9月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

又は

事業計画等で想定していた対象店舗等の令和3年10月から12月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

(2) 申請方法

申請の際には、申請書の別紙の「創業等の特例の適用」の欄に「○」を記入し、上述の①及び②の額を右図のとおり記入し、要件が確認できる書類として、通常提出書類に加え、以下を添付してください。

・開業日の属する月の次の月から令和3年9月までの売上高の1か月平均を用いる場合

→ 1か月平均を算出するために用いた、各月の売上を記入した資料(様式不問)

・事業計画等を用いる場合

→ 金融機関から融資を受けるに当たって作成した事業計画及び融資決定を証する書類、又は支援機関(※)の署名押印がされている事業計画

※ 「支援機関」とは、公益財団法人わかやま産業振興財団、県内各商工会議所、県内各商工会、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の創業者を支援すると認められる者をいいます。

(3. 売上情報)

○売上高比較に用いる年
(いずれかに○を記入)

2019年	2020年

○創業等の特例適用の有無

創業等の特例の適用
<input type="radio"/> 該当の方のみ記入

○売上高増減

以下に、必要事項を記載してください(金)

2019年又は、2020年の10月～12月の売上高を記入する欄ですが、
①及び②の該当する要件に合わせ、適宜ご記入ください

	2019年又は2020年 (A)	2021年 (B)	増減額 (B-A)	増減率※① (B-A)/A
10月売上高	503 千円	322 千円	-181 千円	-35.9 %
11月売上高	362 千円	290 千円	-72 千円	-19.8 %
12月売上高	399 千円	348 千円	-51 千円	-12.7 %
合計※②	1,264 千円			

※①いずれかの月の売上高が、30%以上減少していることが給付の対象となる条件です。(増減率)

※②(A)の売上高合計が15万円未満の場合は、給付対象外です。(合計)

※対象業種かつ県内店舗等のみの売上高を記入してください。

※なお、県外事業者が令和2年10月2日から令和3年12月1日までの間に県内に出店した場合は、当該店舗の範囲での創業とみなし、30、31ページの「新たな店舗等を設けた方の特例」ではなく、本特例(創業者特例)による取扱いとします。

創業者特例その2

(1) 対象要件

令和元年10月2日から令和2年10月1日までの間に対象業種を開業した事業者等であって、売上高に係る要件以外の本支援金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、本支援金の対象とします。

① 令和3年10月、11月又は12月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、開業日の属する月の、原則、次の月(開業日がいずれかの月の1日である場合には開業日の属する月。以下同じ。)から令和2年9月までの売上高の1か月平均に比して30パーセント以上減少している者であること。

又は

令和3年10月、11月又は12月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、事業計画等(金融機関から融資を受けるに当たって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限る。以下同じ。)で想定していた同店舗等の同月の売上高予定に比して30パーセント以上減少している者であること。

② 開業日の属する月の、原則、次の月から令和2年9月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

又は

事業計画等で想定していた対象店舗等の令和3年10月から12月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

(2) 申請方法

申請の際には、申請書の別紙の「創業等の特例の適用」の欄に「○」を記入し、上述の①及び②の額を右図のとおり記入し、要件が確認できる書類として、通常提出書類に加え、以下を添付してください。

・開業日の属する月の次の月から令和2年9月までの売上高の1か月平均を用いる場合

→ 1か月平均を算出するために用いた、各月の売上を記入した資料(様式不問)

・事業計画等を用いる場合

→ 金融機関から融資を受けるに当たって作成した事業計画及び融資決定を証する書類、又は支援機関(※)の署名押印がされている事業計画

※ 「支援機関」とは、公益財団法人わかやま産業振興財団、県内各商工会議所、県内各商工会、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の創業者を支援すると認められる者をいいます。

(3. 売上情報)

○売上高比較に用いる年
(いずれかに○を記入)

2019年	2020年

○創業等の特例適用の有無

創業等の特例の適用
<input type="radio"/> 該当の方のみ記入

○売上高増減

以下に、必要事項を記載してください(金)

2019年又は、2020年の10月～12月の売上高を記入する欄ですが、
①及び②の該当する要件に合わせ、適宜ご記入ください

	2019年又は2020年 (A)	2021年 (B)	増減額 (B-A)	増減率※① (B-A)/A
10月売上高	503 千円	322 千円	-181 千円	-35.9 %
11月売上高	362 千円	290 千円	-72 千円	-19.8 %
12月売上高	399 千円	348 千円	-51 千円	-12.7 %
合計※②	1,264 千円			

※①いずれかの月の売上高が、30%以上減少していることが給付の対象となる条件です。(増減率)

※②(A)の売上高合計が15万円未満の場合は、給付対象外です。(合計)

※対象業種かつ県内店舗等のみの売上高を記入してください。

※なお、県外事業者が令和元年10月2日から令和2年10月1日までの間に県内に出店した場合は、当該店舗の範囲での創業とみなし、30、31ページの「新たな店舗等を設けた方の特例」ではなく、本特例(創業者特例)による取扱いとします。

新たな店舗等を設けた方の特例

(1) 対象要件

令和2年10月2日から令和3年12月1日までの間に新たな店舗等を設けた事業者であって、売上高に係る要件以外の本支援金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、本支援金の対象とします。

- ① 令和3年10月、11月又は12月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、令和2年10月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年同月の売上高に、新たな店舗等において営業を開始した日(以下「増設日」という。)の属する月の、原則、次の月(増設日がいずれかの月の1日である場合には増設日の属する月。以下同じ。)から令和3年9月までの当該新たな店舗等における売上高の1か月平均を加えた額に比して30パーセント以上減少している者であること。

又は

令和3年10月、11月又は12月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、令和2年10月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年同月の売上高に、新たな店舗等を設ける事業計画等(金融機関から融資を受けるに当たって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限り)で想定していた新たな店舗等に係る同月の売上高予定を加えた額に比して30パーセント以上減少している者であること。

例:令和2年10月1日時点で2店舗(A、B)を営む飲食事業者が、令和2年11月10日に県内に1店舗(C)増やし、対象店舗等が合計3店舗となった場合

「令和3年10月、11月又は12月のいずれか1か月の店舗A、B、Cの合計売上高」

と

「令和元年又は令和2年同月の店舗A、Bの合計売上高」

+

「開店した次の月から令和3年9月までの店舗Cの1か月平均売上高」

(例えば11月10日開店の場合、12月～翌年9月の合計を10で割った額)

を比較することができます。

- ② 令和2年10月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年の10月、11月及び12月の売上高の1か月平均に、増設日の属する月の、原則、次の月から令和3年9月までの当該新たな店舗等における売上高の1か月の平均を加え、3倍にした額が15万円以上であること。

又は

令和2年10月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年の10月、11月及び12月の売上高の1か月平均に、新たな店舗等を設ける事業計画等(金融機関から融資を受けるに当たって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限る。)で想定していた新たな店舗に係る令和3年10月から12月までの売上高予定の1か月平均を加え、3倍した額が15万円以上であること。

(2) 申請方法

申請の際には、申請書の別紙の「創業等の特例の適用」の欄に「○」を記入し、上述の①及び②の額を創業者特例ページに記載する図のとおり記入し、上述の要件が確認できる書類を添付してください。